

聖隷クリストファー大学大学院看護学研究科生支援奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、聖隷クリストファー大学大学院看護学研究科(以下看護学研究科という)生支援奨学金の給付にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この奨学金は、看護学研究科長を務められた木下幸代氏からの寄付金を原資とし、看護の専門職者として社会に貢献する志を有する誠実な看護学研究科生の中から、2年次以降の研究活動や学修のために奨学金の給付を希望する学生を選考し、奨学金を給付するものである。

(奨学金の額と給付)

第3条 奨学金の額は、一人につき30万円とする。
2. 給付は、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程を通して在学時1回のみとする。

(給付方法)

第4条 奨学金は、採用決定月の翌月に銀行振り込みにより行う。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生になることのできる者は、次の各号すべてに当てはまる者とする。
(1) 看護学研究科博士前期課程2年次、長期在学コース3年目、博士後期課程2年次、3年次、長期在学コース4年目に在籍する者。但し、本学教員は除く。
(2) 看護学研究科の研究目標を達成しており、修了延期や欠席などで研究及び学生生活に問題がなく、標準修業年限で修了できる見込みの者。
(3) 2年次以降の研究活動や学修に支援が必要な者で、志、研究活動、人物ともに信頼のおける誠実で健康な者とする。

(応募)

第6条 奨学金の給付を希望する学生は、定められた期間内に、所定の奨学生願書に必要な書類を添えて学生サービスセンターに提出する。

(採用人数および選考)

第7条 奨学生の採用人数は、毎年度、原則として6名とするが、応募状況によって執行役員会において変更することができる。
2. 奨学生候補者の選考は、奨学生選考委員会が行い、学長の了承を得たうえで、推薦順位を付して候補者を執行役員会に推薦し、執行役員会が決定する。
3. 奨学生の選考は、奨学生候補者の志、研究活動及び人物を総合的に評価して行う。
4. 奨学生の選考に関する基準については別に定める。

(奨学生選考委員会)

第8条 選考委員会は、看護学研究科長、看護学部長、看護学研究科選出の大学院委員会委員、教学事務統括センター長をもって組織する。
2. 奨学生選考委員会は、書類審査および研究活動等により候補者を選考する。
3. 研究活動は入学時から修了までの計画や実績を考慮するものとする。
4. 奨学生選考委員会の参考とするため、看護学研究科長は、予め指導教員等の意見を求めることができる。

- (採用手続き)
- 第9条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書を学生サービスセンターへ提出しなければならない。
- (異動)
- 第10条 奨学生は、次の各号に該当する場合は、必要書類を学生サービスセンターに提出しなければならない。
- (1) 休学・退学等の学籍異動
 - (2) 本人の身分、その他重要事項の変更
- (資格喪失)
- 第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、理事長は執行役員会の議を経てその資格を取り消すことができる。
- (1) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
 - (2) 退学もしくは除籍されたとき
 - (3) 学業成績、研究活動または素行が不良となったとき
 - (4) 学則による処分を受けたとき
 - (5) その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき
- (返還)
- 第12条 奨学生が当該年度の途中において奨学生としての資格を喪失した時は、すでに給付された奨学金の一部または全部を返還させることができるものとする。
- (事務取り扱い)
- 第13条 この奨学金の事務取扱いは学生サービスセンターとし、会計に関しては聖隷学園法人事務局財務部が担当する。
- (その他)
- 第14条 この規程に定めるものの他必要なことは執行役員会が決定する。
- (改廃)
- 第15条 この規程の改廃は、執行役員会が行う。
- 附則 この規程は、2020年4月1日から施行する。